



2025年4月30日

各 位

会 社 名 バリュークリエーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 新谷 晃人
(コード：9238、東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 経営企画部 和田 晃一
(TEL. 03-5468-6877)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年5月28日開催予定の第17期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業領域の拡大及び多様性に
対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

また、会計監査人が職務執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を限定する
契約を締結することができる旨の規定として第46条(会計監査人の責任限定)を新設し、現行定款第46
条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～25. (条文省略)	1. ～25. (現行どおり)
(新設)	<u>26. 生命保険の代理業及び生命保険の募集に関する 業務</u>
(新設)	<u>27. 一般土木建築工事業</u>
<u>26. 前各号に附帯する一切の事業</u>	<u>28. 前各号に附帯する一切の事業</u>
	<u>(会計監査人の責任限定)</u>
	<u>第46条 当社は会計監査人との間で、会社法第42 3条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該 当する場合には賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
<u>第46条～第48条 (条文省略)</u>	<u>第47条～第49条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025年5月28日

定款変更の効力発生日 2025年5月28日

以上